

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(概要)

- 平成23年度税制改正要望に際し、各府省で実施された219件の租税特別措置等に係る政策評価（以下「租特評価」という。）について点検を実施
- 租特評価が「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って実施され、税制改正作業における具体的な検討に資する内容となっているかどうかについて点検

<点検結果のポイント>

- すべての租特評価について、当該ガイドラインに沿った分析・説明がなされていない部分がある
- 税収減を是認するような効果の分析・説明が不十分なもの、租税特別措置等の効果を適切に測ることができない指標を設定しているものが目立つ（＝政策目的に向けた手段としての「有効性」に関する分析・説明が不十分）

<今後の課題>

- 不十分な点が目立った「有効性」に関する分析・説明等を充実させ、租税特別措置等の透明化及びその適宜・適切な見直しを図るとともに、国民への説明責任の徹底を図ることが必要

租税特別措置等に係る政策評価の実施件数

平成23年度税制改正要望に際し、各府省で実施された租税特別措置等に係る政策評価の件数は、以下のとおり、合計で219件

【区分別の実施件数】

事前評価						事後評価	合計
新設	拡充	延長	拡充 延長	新設 拡充 延長	計		
50	29	90	16	3	188	31	219

(注) 「拡充・延長」及び「新設・拡充・延長」の区分は、一つの評価書において複数の内容の要望が含まれているものである。

【義務付け対象かどうかの分類による実施件数】

事前評価			事後評価			合計		
義務付け 対象	義務付け 対象外	計	義務付け 対象	義務付け 対象外	計	義務付け 対象	義務付け 対象外	計
149	39	188	28	3	31	177	42	219

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果

各府省で実施された219件の租税特別措置等に係る政策評価について点検した結果は、以下のとおり。

評価の主要な項目で分析・説明が実施されていない	6
分析・説明の内容が不十分と認められる	213
うち 合理性の分析・説明の内容が不十分	12
うち 有効性の分析・説明の内容が不十分	213
うち 相当性の分析・説明の内容が不十分	119
うち その他の分析・説明の内容が不十分	18

合理性、有効性、相当性の分析・説明の内容について、不十分なものの組み合わせ

(注1) 分析・説明の内容が不十分と認められるものについては、政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）との関係から区分。
 (注2) 主要な項目で分析・説明が実施されていない部分がある評価は、別途、説明の内容に不十分な点が認められる場合でも、「評価の主要な項目で分析・説明が実施されていない」に分類。

合理性、有効性、相当性の分析・説明の内容が不十分	11
合理性、有効性の分析・説明の内容が不十分	1
有効性、相当性の分析・説明の内容が不十分	108
有効性の分析・説明の内容が不十分	93

分析・説明の未実施に係る課題

政策目的に向けた手段としての「有効性」に関して、適用数や減収額が明らかにされていない、税収減を是認するような効果が示されていないなど、評価の一部で分析・説明が実施されていないものがある。

この場合、租税特別措置等を講じることにより、どのような効果があるのかが不明であり、当該租税特別措置等を講じることが有効なのかどうか判断できない。

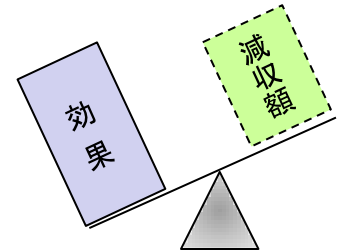
背景にある政策の今日的な「合理性」の分析・説明の内容に係る課題

租税特別措置等によって実現しようとする政策目的の根拠（法律、政令、閣議決定等）が明らかにされていないものがある。この場合、政策目的が優先度や緊要性の高いものなのか判断できない。

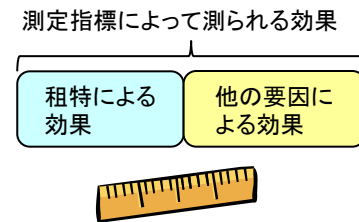
前回要望時における租税特別措置等により達成しようとする目標が既に達成されたものがある。この場合、当該租税特別措置等は基本的に役割を終えたものと考えられ、新たな目標を設定し引き続き実施しようとする場合は、引き続き実施することの説明が必要である。

政策目的に向けた手段としての「有効性」の分析・説明の内容に係る課題

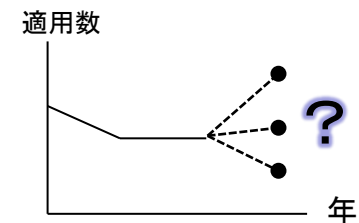
租税特別措置等の効果と減収額の対比により、税収減を是認するような有効性があるかどうかを説明すべきところ、税収減についての説明がないものがある。この場合、効果があることは説明されているが、税収減を是認するだけの効果があるのか分からない。



租税特別措置等以外の要因の影響を受ける測定指標を設定し効果を把握することとしているため、租税特別措置等の効果の検証ができないものがある。この場合、目標を達成したとしても、それが当該租税特別措置等による効果であるかの検証ができない。



租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の過去の実績や将来推計が明らかでないなど、適用実態が不明なものがある。また、適用数及びこれによる減収額の過去の実績や将来推計は明らかにされているが、その算定根拠が明らかでなく、適用実態が不透明なものがある。

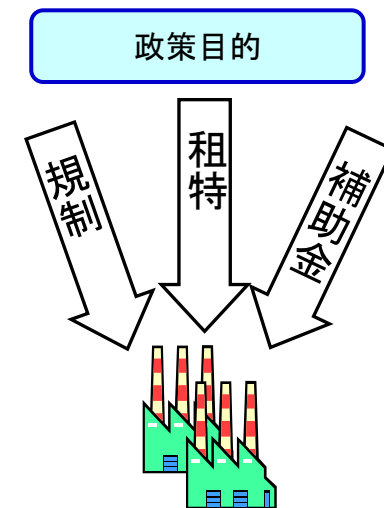


租税特別措置等が適用され得る対象の全体数からみて実際の適用数が非常に少ないと考えられる場合、特定の業界又は一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられる場合において、これに対する説明がないものがある。

補助金等他の政策手段と比した「相当性」の分析・説明の内容に係る課題

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々な政策手段がある中で、租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、他の政策手段との比較をして、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明がされていないものがある。

補助金等や規制など同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確な役割分担についての分析・説明に不十分な点が認められるものがある。



【参考 1】租税特別措置等に係る政策評価の導入の経緯

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）

- ・租税特別措置の抜本的な見直しに関し、「政策評価を厳格に行う」旨記述

制度化の検討

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正（平成22年5月25日閣議決定、28日施行）

- ・各府省が行う事前評価の義務付けの対象として、法人税関係（法人税、法人住民税、法人事業税）の租税特別措置等の新設、拡充・延長に係る政策を追加。

（※）これまでの義務付けの対象は、「①研究開発、②公共事業、③ODA、④規制」の4類型

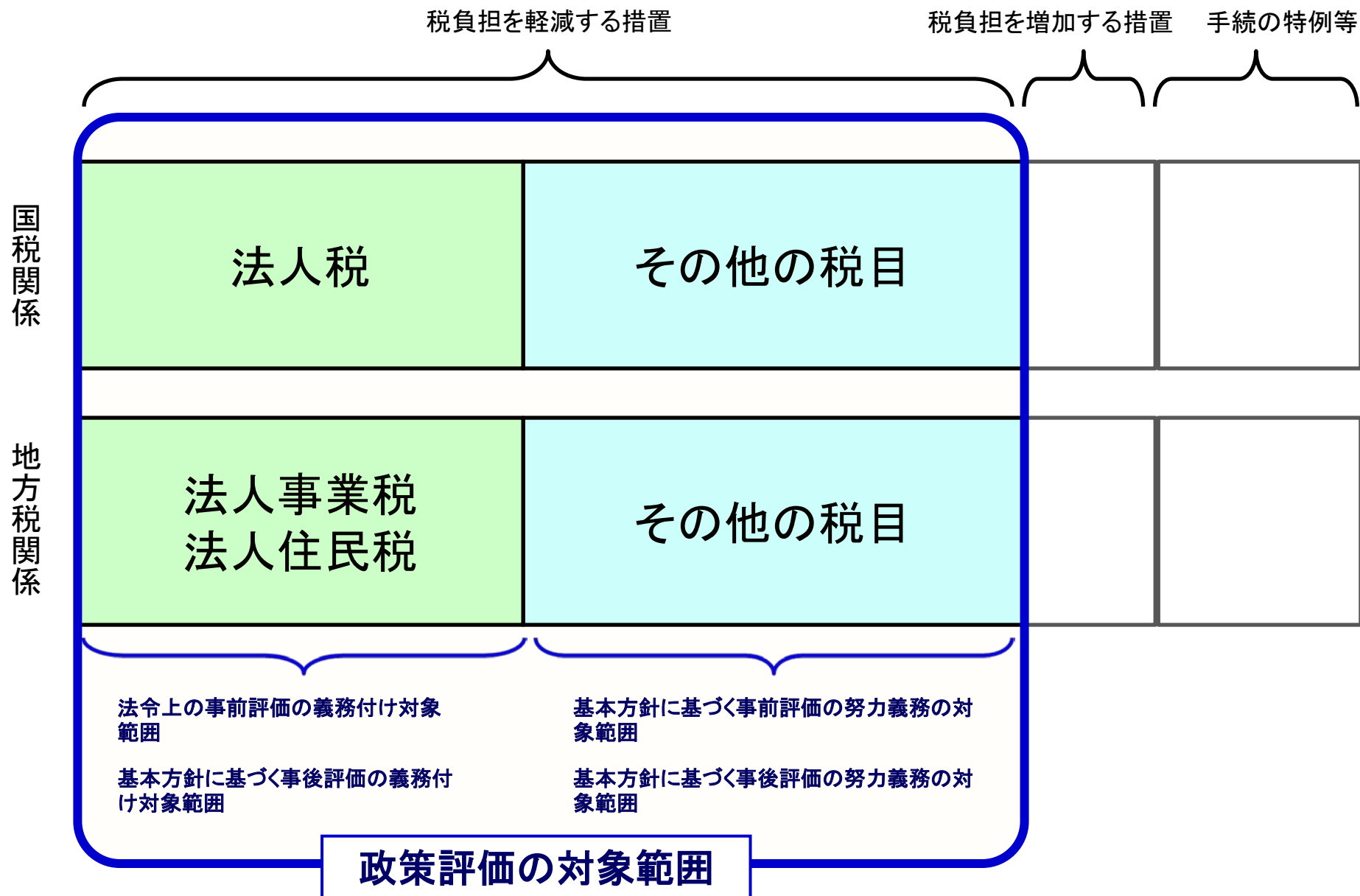
政策評価に関する基本方針の一部変更（平成22年5月25日閣議決定、28日施行）

- ・各府省が行う事後評価の義務付けの対象として、既存の法人税関係の租税特別措置等に係る政策を定める。
- ・各府省は、法人税関係以外の租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事前評価及び事後評価の実施に努める。

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）

- ・租税特別措置等に係る事前評価・事後評価の方法、内容等について定める。

【参考2】租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



【参考3】平成22年度税制改正大綱

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）（抄）

第2章 新しい税制改正の仕組み

2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）

（1）「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ばれるものがあります。租税特別措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要です。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました（別紙1、2参照）。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直します。

見直しの初年度となる平成22年度税制改正では、平成21年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め、国税で82項目、地方税で90項目の見直しを行いました。この結果として、国税で41項目、地方税で57項目を廃止又は縮減することとしました。

なお、今般適用期限を延長するものについても、下記の「租特透明化法（仮称）」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

【参考4】租税特別措置の見直しに関する基本方針

租税特別措置の見直しに関する基本方針〈平成22年度税制改正大綱の別紙1〉

1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で241項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとする。

2. 見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する。
なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。
- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。
なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。
- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

【参考5】政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）〈「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添〉

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
 - 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。
 - 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。
- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。

【参考6】 地方税における税負担軽減措置の見直しに関する基本方針

地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針〈平成22年度税制改正大綱の別紙2〉

1. 見直しの対象

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で286項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとする。ことを基本とする。

2. 見直しの方針

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
- (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、(1)による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
 - ① 実施期間が長期にわたる措置（10年超）
 - ② 適用件数が少ない措置（100件未満）
 - ③ 適用金額が小さい措置（1億円未満）
- (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み（新サンセット方式）の導入を検討する。

【参考7】区分別の実施件数

府省名	事前評価						事後評価	合計
	新設	拡充	延長	拡充延長	新設 拡充 延長	計		
内閣府	7	3	2	0	1	13	0	13
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	1	0	0	0	0	1	0	1
金融庁	2	2	2	0	0	6	1	7
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	2	4	6	0	0	12	0	12
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	1	1	0	1
財務省	1	0	1	0	0	2	0	2
文部科学省	1	2	1	0	0	4	0	4
厚生労働省	5	2	19	1	0	27	2	29
農林水産省	7	0	19	4	0	30	14	44
経済産業省	8	11	20	1	0	40	11	51
国土交通省	14	4	18	10	0	46	2	48
環境省	2	1	1	0	1	5	0	5
防衛省	0	0	1	0	0	1	1	2
合計	50	29	90	16	3	188	31	219

【参考8】義務付け対象かどうかの分類による実施件数

府省名	事前評価			事後評価			合計		
	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計
内閣府	7	6	13	0	0	0	7	6	13
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	0	1	1	0	0	0	0	1	1
金融庁	4	2	6	1	0	1	5	2	7
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	11	1	12	0	0	0	11	1	12
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	1	0	1	0	0	0	1	0	1
財務省	0	2	2	0	0	0	0	2	2
文部科学省	4	0	4	0	0	0	4	0	4
厚生労働省	21	6	27	2	0	2	23	6	29
農林水産省	30	0	30	14	0	14	44	0	44
経済産業省	20	20	40	8	3	11	28	23	51
国土交通省	45	1	46	2	0	2	47	1	48
環境省	5	0	5	0	0	0	5	0	5
防衛省	1	0	1	1	0	1	2	0	2
合計	149	39	188	28	3	31	177	42	219

【参考9】点検結果

府省名	評価の主要な項目で分析・説明が実施されていない	分析・説明の内容が不十分と認められる					合計
		うち 合理性の分析・説明の内容が不十分	うち 有効性の分析・説明の内容が不十分	うち 相当性の分析・説明の内容が不十分	うち その他の分析・説明の内容が不十分		
内閣府	1	12	0	12	8	0	13
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	0	1	0	1	0	0	1
金融庁	0	7	0	7	4	1	7
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0
総務省	2	10	2	10	5	3	12
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	1	0	1	0	0	1
財務省	0	2	0	2	0	0	2
文部科学省	1	3	0	3	3	0	4
厚生労働省	1	28	6	28	21	3	29
農林水産省	0	44	0	44	20	1	44
経済産業省	1	50	3	50	32	2	51
国土交通省	0	48	1	48	23	8	48
環境省	0	5	0	5	3	0	5
防衛省	0	2	0	2	0	0	2
合計	6	213	12	213	119	18	219

(参考) 合理性、有効性、相当性の分析・説明の内容について、不十分なものの組合せ

合理性、有効性、相当性の分析・説明の内容が不十分	合理性、有効性の分析・説明の内容が不十分	有効性、相当性の分析・説明の内容が不十分	有効性の分析・説明の内容が不十分
0	0	8	4
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	1
0	0	4	3
0	0	0	0
1	1	4	4
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	1
0	0	0	2
0	0	3	0
6	0	15	7
0	0	20	24
3	0	29	18
1	0	22	25
0	0	3	2
0	0	0	2
11	1	108	93

〔本件連絡先〕

総務省行政評価局 客観性担保評価担当室

政策評価官 : さい き しゅう じ
佐 伯 修 司
調査官 : あら き けん じ
荒 木 健 司
上席評価監視調査官 : さ さ き じゅん
佐 々 木 淳

電 話 (直通) 03-5253-5403、5462

F A X 03-5253-5464

E-mail <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/torikumi.html